

令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て

2021年2月21日

西東京市選挙管理委員会 御中

選 挙 人

鈴木 治夫  
武田 一夫  
星出 卓也  
森 てるお  
山口 あずさ  
渡邊 昇 他

計 60名

1. 令和3年2月7日執行、西東京市長選挙（以下、本選挙）の効力に関して、公職選挙法（以下、法）第202条1項に基づき異議を申し立てる。本選挙は、選挙の規定に違反し、選挙の結果に異動を及ぼす虞があることから、無効とすることを求める。（法205条第1項）
2. 本選挙は、令和3年1月31日に告示され、届け出順に、平井竜一（以下、平井候補）、保谷美智夫（以下、保谷候補）、池澤たかし（以下、池澤候補）の3名が出馬し、2月6日まで、それぞれの候補が選挙運動を展開したものである。
3. 本選挙では、池澤候補が当選を果たしたが、池澤候補の確認団体である「明日の西東京を創る会（以下、当該団体）」が、選挙期間中に配布した法定ビラ2号（以下、ビラ2号）に違法が認められる。ビラ2号は、本選挙で次点となった平井候補に対し、公然と侮辱（刑法231条）し、かつ、当選を得させない目的をもって公職の候補者に関し事実をゆがめて公に（法235条2項）すると同時に、公然と事実を摘示し名誉を棄損（刑法第230条1項）し、この行為は公選による公務員の候補者に関する事実として、真実とは証明できないものであることから、その違法が阻却されない（刑法230条の2第3項）ものである。

4. また、ビラ2号は、選挙期間終盤に組織的に、新聞折り込み等も使い、選挙区域である西東京市内のほぼ全戸に配布されたものと考えられ、その影響は計り知れず、地方公共団体の長を公選する選挙に際し、公明且つ適正に行われることを妨害し、民主政治の健全な発達を阻むものであり、法1条の精神に真っ向から反するものである。
5. 以下、ビラ2号の記載について、詳細に検討する。

#### 5-1 ビラ2号表面について

ビラ2号表面の文言は写真1にあるように「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と記載されている。また、最下段には「(このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです)」と厚顔にも記載してある。

憲法21条に「検閲は、これをしてはならない。」とある以上、西東京選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会）は、形式的な要件は確認するとしても、この文言が適法かどうかについて事前には判断しないと考えられる。したがって、ビラ2号について選挙管理委員会が発行を禁止しなかったのは、適正な業務処理であったと考えられる。そうであるからこそ、このような選挙の公正を害するビラが配布された場合は、事後的に、その違法を検証しなければならないのである。

平井候補は逗子市長を3期務めた経歴を持ち、西東京市長選出馬に際し、逗子市から西東京市に転居している。今回の市長選での投票権を得るだけの期間はなかったとは言え、西東京市の住民となった事実がある。もっとも、たとえそのような事実がなかったとしても、市長候補については、法は住所要件を課しておらず「市町村長については年齢満二十五年以上の者」（法第10条6項）をもって足りるのであるから、言外に逗子に帰れというような文言を、対立候補に投げかけるごときは、「日本国憲法の精神に則り、＝略＝地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる

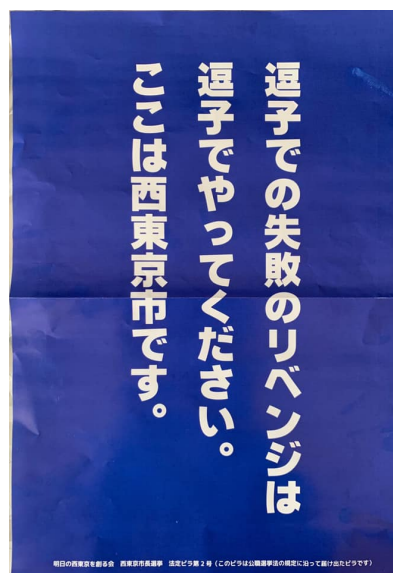


写真1 「明日の西東京を創る会」  
西東京市長選挙 法定ビラ2号表面

意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的と」(法第1条)した、法の精神に反するものと言わざるを得ない。

「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」という文言は、まるで転校生へのいじめのようであり、ヘイトスピーチを彷彿させる。以下に、このチラシを受け取った市民の反応として一例を挙げる。

「西東京市 Facebook 町」という Facebook グループのタイムラインの写しを資料1として添付したが、期日前投票で池澤候補に投票したと思われる人物からは、後悔の発言があり、また、西東京市に転入してきたばかりの人が、ここは排他的な街なのかと傷ついている様子がうかがえる。

当該団体は、いかなる理念を持つ団体なのか、西東京市の首長選挙を闘う資格があったのか、疑わしい。もっとも、当該団体は前市長丸山浩一氏の確認団体をそのまま受け継いだものであり、かつ、本選挙時における代表者は、西東京市医師会会長指田純氏なのである。団体の体裁自体は決していかがわしいものではなく、前副市長であった池澤候補の選挙を応援するのに相応しい、品位ある団体であったと考えられる。しかしながら、そのような団体が正式に選挙管理委員会に届け出て、その形式について「このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです」と記載し、公に配布したのが、怪文書まがいのビラ2号なのである。

ビラ2号に大書された「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」という文言は、まさに誹謗中傷である。法第142条の7には、「選挙に関しインターネット等を利用する者は、公職の候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないように、インターネット等の適正な利用に努めなければならない。」とある。この条文は、選挙でのインターネットの使用が解禁になって設けられた条文であるが、インターネットのみが誹謗中傷を禁止しているという意図ではないだろう。法定ビラで誹謗中傷が行われることは当然に禁止され、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することが許されていないことは、法の精神に照らしてあたりまえである。

なお、選挙管理委員会が公表した記録によれば、期日前投票の投票数は、その初日である 2 月 1 日が 1 6 4 4 票で日を追うごとに増え、計 1 8 0 3 7 票が投票されている。

池澤候補と次点となった平井候補では、その得票差は 1 5 1 4 票差であり、この 2 号ビラ表面を見て池澤候補への投票を後悔した選挙人が、平井候補と保谷候補の得票の割合で両候補に投票していたとしたら、結果は全く異なったものとなっていたはずである。

西東京市民の良識を信頼するのであれば、ビラ 2 号表面を見て、池澤候補への投票を後悔するのは当然のことであろう。

法第 2 0 5 条は「選挙の効力に関し異議の申出（略）があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会（略）は、その選挙の全部又は一部の無効を決定（略）しなければならない。」と定めている。令和 3 年 2 月 7 日に執行された西東京市長選挙の効力は無効を決定されなければならない。

## 5 - 2 ビラ 2 号裏面について

ビラ 2 号裏面（写真 2）には悪意を持って意図的に引用された文書が記載されているのだが、上部には「これら逗子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」との記載がある。確かに、それぞれは引用の文章で、出典も明記されており、引用の文言自体が改竄されているわけではない。しかしながら、著作権法第 1 2 条は「編集物でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。」しており、裁判例によれば、「創作性とは、従前見られないような選択又は配列の方法を採るといった高度の創作性を意味するものではなく、素材の選択又は配列に何らかの形で人間の創作活動の成果が顕れていることをもって足りる」（東京高裁平成 10 年 2 月 12 日判決）とされている。すると、「これら逗

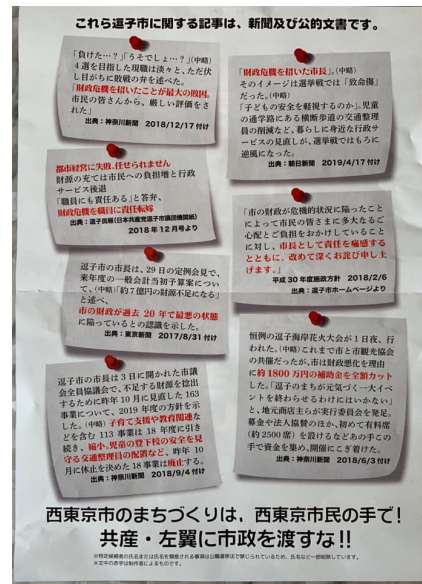


写真 2 「明日の西東京を創る会」  
西東京市長選挙 法定ビラ 2 号裏面

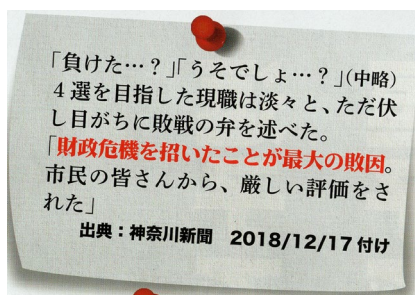


写真3 神奈川新聞

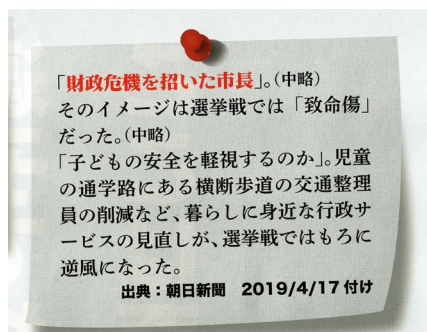


写真4 朝日新聞

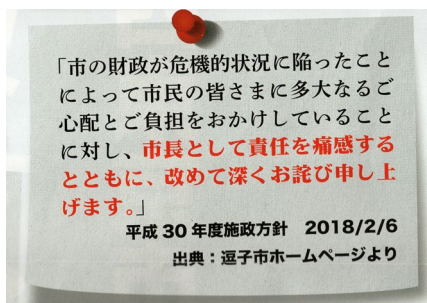


写真5 逗子市ホームページ

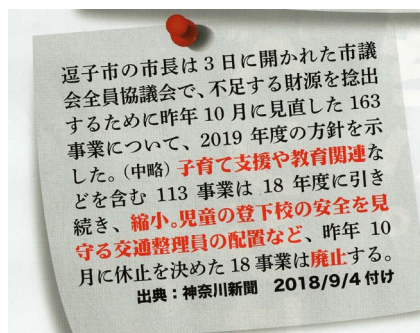


写真6 神奈川新聞

子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」として、素材、すなわち新聞又は公的文書を選択し、メモをピンで止めたようなデザインを施し、それぞれの引用の文章から、平井候補による逗子市政について、ことごとく失敗であったかのような印象を与えるための創作活動が行われていることがうかがえる。それは、表面記載の「逗子での失敗」という文言に呼応し、あたかもそれを裏付ける証拠のように、意図的に並べられているのである。

以下にそれぞれの引用について、詳細に検討する。

写真3は、別紙2の神奈川新聞の記事からの引用と考えられるが、2018年12月に行われた逗子市長選挙の直後の記事であり、新聞記事には、ビラ2号記載の引用の文言に続けて期日前投票で平井候補に一票を投じた方の発言も記載され、財政危機に関する背景事情などもきちんと説明されているのである。公正中立に記載されていた記事から、悪意をもって、当該抽出を行ったと断ぜざるを得ない。

写真4は、別紙3の朝日新聞の記事からの引用と考えられるが、写真3の記事の引用と同じように、全体を読めば逗子市の財政事情が県内の他市と比べて特別ではないことが解説されている。公正中立な紙面から、ビラ2号は、批判部分だけを意図的に抽出して

いることがわかる。



写真5は、別紙4の逗子市ホームページに記載された平成30年度施政方針からの引用であると考えられるが、9ページにわたる文書であり、ここから悪意をもって、冒頭の一部を切り取っている。

写真6は、別紙5の神奈川新聞の記事からの引用と考えられるが、(中略)とされた部分には「一方で、重度の心身障害者や障害児、ひとり親家庭に対する手当は減額を見送るとした。」との記載がある。このような、いわば有権者にとって耳障りのいい部分はあえて省略して、悪意に満ちた意図的な引用を行っている。

写真7は、別紙6の神奈川新聞からの記事からの引用と考えられるが、「市民がつないだ大輪 財政難の逗子で花火大会」というタイトルの記事であり、花火の写真が8枚も掲載されており、市民の力で花火大会を実現できたことを報じる喜ばしい紙面となっている。引用の文書だけを読めば、あたかも市政批判のための記事であるような印象を受ける。悪意を持つての引用と言わざるを得ない。

加えて、写真8は別紙7の日本共産党逗子市議団の機関紙、逗子民報からの引用であるが、こちらは市政を批判したものであることにまちがいの

ないものと言うことができる。しかし、立憲主義のもと三権が分立している以上、市政に対して市議会の議員団が批判をするのは、いわば当たり前のことである。このような形で、「失敗」を際立たせるために意図的に引用された新聞等の記事と併記することにより、市政と市議会との正常な対立についても、平井候補が選挙戦に不利になることを目的として、事実をゆがめることに利用しているのである。

なお、ビラ2号裏面に引用された7つの文書について、東京新聞の記事については確認ができていないが、他の記事の引用と同様に、悪意を持って当該箇所を記載したと推察することができる。

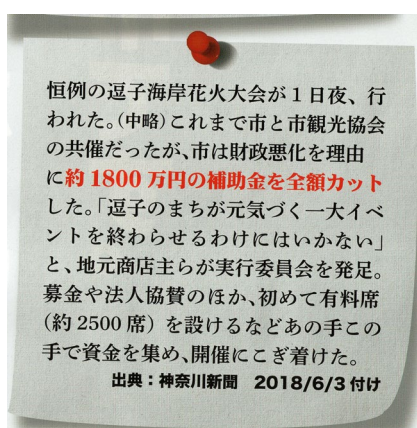


写真7 神奈川新聞

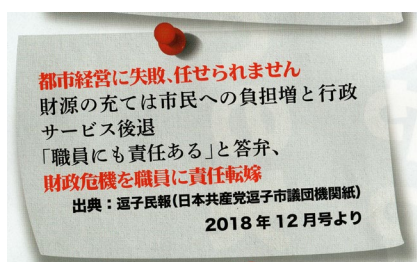


写真8 逗子民報

ビラ2号裏面の各引用文書は、「当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し（略）、事実をゆがめて公にした」ものと言わざるを得ず、公職選挙法第235条第2項に該当する明白な違法行為である。なお、裁判例によれば、「事実をゆがめるとは、未必的であるにしろ、故意の必要であることはいうまでもないが、これを別とすれば、客観的にみて、虚偽の事実に至らないけれども、或る事実について、その一部をかくしたり、逆に虚偽の事実を付加したり、あるいは、粉飾、誇張、潤色したりなどして、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現することをいうと解するのが相当である」（東京高裁昭和51年8月6日判決）とされており、ビラ2号裏面に施された制作者による赤字などは、まさに、誇張であり、選挙民の公正な判断を誤らせる程度に、全体として、真実といえない事実を表現したとすることができる。平井候補が逗子市の市長であったときに、逗子市の財政が危機的状況に陥った事実があったとしても、そのような状況を切り抜けるためにどうしても必要なものを残して、苦しい選択をして、削減するところは削減して、危機を切り抜けてゆく過程全体を見なければ、その本当の姿は見えないのである。

そして、事実をゆがめて記載したビラ2号裏面の内容を、そのまま西東京市の有権者がうのみにしていたとしたら、平井候補に不利な投票行動につながったと考えられる。ビラ2号は、選挙戦の最終盤に大々的に配布されたものであり、平井候補は、この批判について、誤解を解くだけの時間も与えられなかったものである。

有権者が何に着目し、どのような投票行動をとるかは人それぞれであることから、ビラ2号表面の文言に心を痛めれば、池澤候補への投票は思いとどまることが想定され、仮に期日前に投票してしまっていたとしたら、自らの投票を後悔することになるだろうし、反対に、ビラ2号裏面のゆがめられた事実によって、選挙当日の平井候補への投票を思いとどまらざることも想定されるのである。これらの相反する有権者の反応について、相殺と考えることは到底できない。選挙の公正さは失われ、有権者は怪文書のごときビラ2号に、その「自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われる」（法1条）べき選挙を害されたのである。要するに、有権者の投票行動はぐちゃぐちゃにゆがめられたのである。

## 西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！ 共産・左翼に市政を渡すな！！

※特定候補者の氏名または氏名を類推される事項は公職選挙法で禁じられているため、氏名など一部削除しています。  
※文中の赤字は制作者によるものです。

従って、当該団体による選挙の規定に違反するビラ 2 号の配布は、選挙の結果に異動を及ぼす虞があり、選挙管理委員会は、その選挙の全部を無効としなければならないのである。

また、ビラ 2 号下段に記載された「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！」という文言は、表面の記載の「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」に呼応し、全体を通した文脈として、西東京市への転入者に対する差別につながり公序良俗（民法 90 条）に反し、かつ、逗子市からのまさに転入者であった平井候補に対する侮蔑（刑法 2 3 1 条）と言うべきものである。かつ、「共産・左翼に市政を渡すな！！」という文言に至っては、平井候補を応援した共産党に対する侮辱である。共産党は西東京市議会に正当に選挙された 4 名の市議会議員を有する歴史ある公党であり、このような罵詈雑言を浴びせられるゆわれはない。かつ、西東京市の将来を憂い平井候補の当選を願って、野党共闘の下、力を合わせて選挙戦を戦った 1 2 名の市議及びこの選挙を応援したすべての市民に対する公然たる侮辱と言わざるを得ず、刑法 2 3 1 条に規定される侮辱罪を構成する不法行為である。

このような侮辱が選挙戦において許されるのであれば、例えば「自公・右翼に市政を渡すな！！」という文言も同時に許されることになる。仮に、格闘技の試合の前に選手がののしり合うように候補者同士がののしり合うとしたら、このような選挙戦が、「民主政治の健全な発達を期することを目的とする」（法 1 条）法の精神にのっとったものであるとすることができるであろうか。

わたしたちの住む西東京市にとって、互いにののしり合うような人物が首長に相応しいとは到底考えられないのである。

なお、ビラ 2 号表面には先に指摘したように「（このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです）」との記載がある。「（このビラは公職



選挙法の規定に沿って作成されたビラです)」と書かずに単に「届け出た」と書いたということは、作成者は、ビラ2号の表現の違法性に気づいていたことを意味している。このくらいなら大丈夫だろうという甘えが、池澤候補をはじめとして、当該団体構成員の全体に及んでいたのではないかと思われる。そして「公職選挙法の規定に沿って」との記載によって、ビラ2号はあたかも合法であるがごとき印象を有権者に与えることを企図していたのであり、西東京市民を偽計によって欺く（刑法233条）行為であったと言わなければならない。悪いことをしたときには、大人も子ども、叱られなければならない。叱られるべきときに放置された子どもがきちんとした大人に育たないのと同じように、大人も「このくらいなら」という甘えを認めてしまえば、まともな大人として社会に貢献することなどできないのである。まして、公職の候補者を選出するときに、多少悪いことをしても大丈夫という発想があることは、民主主義の発展を大きく阻害する。わたしたち西東京市民は、令和3年2月7日西東京市長選挙については、その効力を無効にして、やり直さなければならないのである。

選挙のやり直しには、お金がかかると言う批判も出てくると考えられるが、わたしたち西東京市民は、今このときだけを生き延びればいいのではなく、未来につづくこの街に対しても責任を負っている。わたしたちのまちの市長選挙において、このようなあさましい選挙活動が行われたことについて、異議を申し立てないでいることは、すなわち権利の上に怠惰に眠ることであり、わたしたちの子どもたち、孫たちに対して、果たすべき責任を果たさないことになるのである。

貴西東京選挙管理委員会が、民主主義の実現のため、勇気をもって、選挙のやり直しを決断することを切に求めるものである。

以上